

協会けんぽ山形支部からの お知らせ

2023年

11
月号

職場内で回覧を
お願いいたします

生活習慣病予防健診を利用されていない事業所さまへ 「定期健康診断結果」の提供にご協力をお願いします

事業主の皆さまは、労働安全衛生法に基づき、従業員に対して、定期健康診断（事業者健診）を実施しなければなりませんとされています。「生活習慣病予防健診」を利用されない場合は、事業者健診結果データの提供をお願いします。

対象となる方 ▶ 協会けんぽに加入している40～74歳の被保険者（ご本人）さま かつ 生活習慣病予防健診を受診されない方

提供方法 ▶ 提供方法は2通り！

1

1、同意書をご提出ください

同意書はホームページからダウンロードいただけます。

協会けんぽ山形 同意書

検索



2、協会けんぽが健診機関へ提供を依頼し、データを受領します

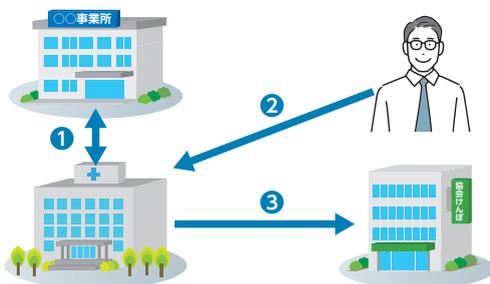
※健診機関がデータを作成できない等の理由により、事業主さまに健診結果の写し等の提出をお願いする場合がございます。



2

①ご契約

「健診機関が協会けんぽへ健診結果を提供する」旨を含んだ契約を結びます。



②受診（問診票）

被保険者記号・番号や保険者番号を記入します。
※健診時は必ず保険証を持参してください。

③健診結果データの提供

①のご契約に基づき、健診機関から協会けんぽに直接結果データが提供されます。

事業者健診結果データを提供するメリット



1 特定保健指導を受けることができます

保健師・管理栄養士による、メタボリックシンドロームの状態を改善するための健康サポート（特定保健指導）が無料で受けられます。

2 健康保険料率上昇の抑制につながります

- 生活習慣の改善により生活習慣病発症リスクを下げることで医療費の節約になり、結果として保険料率上昇の抑制につながります。
- インセンティブ制度の評価指標の一つである「特定健診等の実施数（件数）」に反映され、保険料率上昇の抑制につながります。

3 マイナポータルを通じた健診結果の閲覧ができます

マイナンバーカードによる健康保険証利用の申込みをされた方は、マイナポータル上で健診結果を閲覧できるようになります。また、ご本人さまの同意のもとに、医療機関での診療や薬局での処方にも活用することも可能になります。

Q

A

健診結果を提供しても個人情報保護の観点で問題ないのでしょうか？

事業主さまが協会けんぽに対して健診結果をご提供いただくことは、「高齢者の医療の確保に関する法律」において認められており（提供しなければならないと規定）、事業主さまが責任を問われることはありません。



【お問い合わせ先】 保健グループ 023-629-7225（ナビダイヤル2番）



全国健康保険協会 山形支部
協会けんぽ

被扶養者資格再確認へのご協力のお願い

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しています。

被扶養者資格の再確認は、加入者の皆さまの保険料の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

対象

令和5年4月1日において、18歳以上である被扶養者

(ただし、令和5年4月1日以降に被扶養者となった方は、確認の対象外となります。)

※すべての被扶養者が上記に該当しない場合は再確認の必要はありませんので、被扶養者状況リストはお送りいたしません。

送付時期

令和5年10月下旬から11月上旬(順次送付)

提出期限

令和5年12月8日(金)

【お問い合わせ先】 業務グループ 023-629-7225 (ナビダイヤル1番)

健康保険委員へのご登録をお願いします

協会けんぽでは、健康保険に関する情報を健康保険事務ご担当者さまへ直接、いち早くお届けするため、健康保険委員の登録をお願いしています。

ご登録がお済みでない事業所さまはぜひ、ご登録ください！

健康保険委員とは？

事業所さまと協会けんぽを結ぶ窓口が健康保険委員です。

従業員の方への健康保険関係の周知広報や相談業務などにご協力いただいております。

広 報

協会けんぽからのお知らせを
社内で回覧・掲示

相 談

健康保険各種手続きに関する
ご相談の対応

職場の健康づくり

従業員やそのご家族の健康
維持や増進に向けた取り組み

健康保険委員限定の情報誌や研修会などを活用し、健康保険の事務にお役立ていただけます。

仕事が増えるの？

研修会等への参加は自由です。健康保険委員に登録しても強制的な負担が増えることはありません。むしろ、普段のお仕事がぐっと便利になります。

どんな人が登録しているの？

協会けんぽの被保険者の方であればどなたでも登録できます。

費用はゼロ！
安心して
ご登録ください



令和5年9月時点で、協会けんぽ山形支部では
2,550社(2,550人)以上の事業所さまにご登録
いただいております。



健康保険委員へのご登録は
「健康保険委員推薦書」をFAXするだけ！



【お問い合わせ先】 企画総務グループ 023-629-7225 (ナビダイヤル4番)

協会けんぽ山形支部からのお知らせ 2023.11月号